

競争法違反に対する制裁：イギリスの状況（骨子）

2005 年 11 月 18 日

今井猛嘉

はじめに

競争法 関連基本法令

- ・ Competition Act 1998（1998 年競争法）= EC 条約に対応
- ・ Enterprise Act 2002（2002 年企業法）= カルテル罪の新設

競争法の執行 関係主要機関

- ・ DTI（Department of Trade and Industry）= 貿易産業省
- ・ OFT（Office of Fair Trading）= 公正取引庁
- ・ CC（Competition Commission）= 競争委員会
- ・ CAT（Competition Appeals Tribunal）= 競争控訴審判所
- ・ SFO（Serious Fraud Office）= 重大不正捜査庁（カルテル罪の捜査）

刑事法の基本原則

（1）犯罪の分類

（1-1）由来による分類

- ・ common law offence（コモン・ロー上の犯罪） ex . theft、murder or manslaughter
- ・ statutory offence（制定法上の犯罪） ex . Road traffic offences

（1-2）訴追・審理形式による分類

- ・ summary offence（略式起訴に係る犯罪） magistrates' court（治安判事裁判所）
- ・ indictable offence（正式起訴に係る犯罪） Crown Court（刑事法院）

（2）刑事訴追の特徴（私人訴追）

- ・ private prosecution（私人訴追）
- ・ Crown Prosecutor（公訴官） Crown Prosecution Service（CPS。公訴局）
- ・ CPS Charging Standards（公訴提起の基準） retribution（応報）、blame（非難）
deterrence（犯罪の抑止）

(3) 法人処罰

- ・ vicarious liability (報償責任論ないしは代位責任論)
- ・ identification theory (同一視理論)
- ・ corporate manslaughter に関する法案 (Bill of Involuntary Homicide Act 1995)
- ・ 現状

競争法違反に関する制度とその運用状況等

(1) OFT 長官による調査

(1-1) 調査権限

(1-2) 不動産への立入等

(2) OFT 長官による違反行為への対処

(2-1) OFT 長官・違反終結のための適当な指示 (1998 年競争法 32、33 条)

(2-2) OFT 長官・緊急措置のための適当な指示 (1998 年競争法 35 条)

(2-3) OFT 長官ないしは職員の発した命令違反に対する罪等 (1998 年競争法 42 条等)

(3) OFT による金銭的制裁 (financial penalty) の賦課

() 基本的な算定方法

- ・ 1998 年競争法 36 条
- ・ 上限 = 事業者の総取引高 (turnover) の 10% (同条 8 項)
- ・ 事業者の故意又は過失による (intentionally or negligently) 違反
- ・ a civil debt (同法 37 条)
- ・ 違反行為終了後、6 年以内に賦課 (Limitation Act 1980)
- ・ OFT's guidance as to the appropriate amount of a penalty (「penalty の適正な額に関する OFT のガイダンス」)(1998 年競争法 38 条 1 項を具体化)
基本方針 違反行為の重大性を反映、違反行為の抑止
賦課手続

{ } 違反の性質によって決定される割合 × relevant turnover = starting-point

{ } 違反の期間を考慮 (年数を掛ける)

{ } 他の要素を考慮 ({ } { } の結果を踏まえて)

{ } aggravating factors (主導的か否か)、mitigating factors (強制されたか)

{ } penalty > turnover の 10%、なら調整。二重の危険 (double jeopardy) の排除

ex . No CA98/2/2001 Napp Pharmaceutical Holdings Limited

() Lenient Policy (リニエンシー・ポリシー)

- ・ penalty 算定とリニエンシー・ポリシー

OFT's guidance as to the appropriate amount of a penalty,³

100%の reduction (3 . 11)、

50%の reduction (3 . 13)

ex . CA98/9/2002, Market sharing by Arriva plc and FirstGroup plc

CA98/8/2003, Hasbro etc

CA98/06/2003,

(4) 裁判所による取締役の資格剥奪命令

- ・ Company Directors Disqualification Act 1986 (1986年会社取締役資格剥奪法)
2002年企業法により、CDDA1986に 9 Aから 9 Eの条文を追加
- ・ OFT長官が裁判所に対してDirectorの資格剥奪命令を請求

(5) カルテル罪

(5 - 1) カルテル罪の新設 (2002 年企業法 188 条)

(5 - 2) 調査ないしは捜査 OFT 権限の拡大

- ・ OFT に広い権限

2002 年企業法 193 条 (情報提供命令)

194 条 (令状を得ての立ち入り)

201 条 (193 条又は 194 条違反を処罰)

他方で、 198 条 (調査過程での供述の刑事手続での原則利用禁止)

(5 - 3) 訴追方法

- ・ 2002 年企業法 190 条 (2)

(a) SFO 長官 (the Director) による場合、

(b) OFT の同意によって、あるいは、OFT の同意を得てなされる場合

(5 - 4) actus reus (犯罪の客観的要件)

- ・ 自然人
- ・ 他人との合意
- ・ 合意対象としての arrangements 価格協定、生産調整、談合((2)(f))

